

規 則

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 20 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第 1 条 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第21条、第21条の 2、第26条及び第28条中「交通企画課長」を「交通総務課長」に改める。

(埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第 2 条 埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年埼玉県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「埼玉県警察本部交通部交通企画課」を「埼玉県警察本部交通部交通総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。